

愛知県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和4年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		2.7E-2	1.6E+0	2.1E+2	208.2
64	エトフェンプロックス	1.1E+2	4.4E+1	9.3E+1	4.7E+1	291.4
117	テブコナゾール				1.7E+1	17.3
139	トラロメトリン			9.4E+0	5.7E+0	15.1
140	フェンプロパトリン			1.3E+1		12.9
153	テトラメトリン	9.5E+2	3.1E+1	1.2E+3		2,164.8
181	ジクロロベンゼン	1.9E+3	6.6E+2			2,561.1
225	トリクロロホン		2.3E+1			22.5
248	ダイアジノン		2.1E+0			2.1
251	フェニトロチオン		5.3E+2	1.6E+1		543.4
252	フェンチオン	2.1E+1	2.0E+2	2.1E+1		243.9
256	デカン酸				2.9E-1	0.3
350	ペルメトリン	1.8E+2	1.4E+2	1.9E+2	1.6E+2	660.4
405	ほう素化合物		2.5E+0	1.6E+2	8.1E+0	170.3
427	カルバリル			8.5E+2		849.1
428	フェノプカルブ			5.3E+2	5.0E+2	1,027.1
457	ジクロロボス	3.7E+2	2.3E+3			2,653.2
合 計		3.5E+3	3.9E+3	3.1E+3	9.5E+2	11443.2

注) 農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注) 衛生害虫・・・蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫・・・ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等